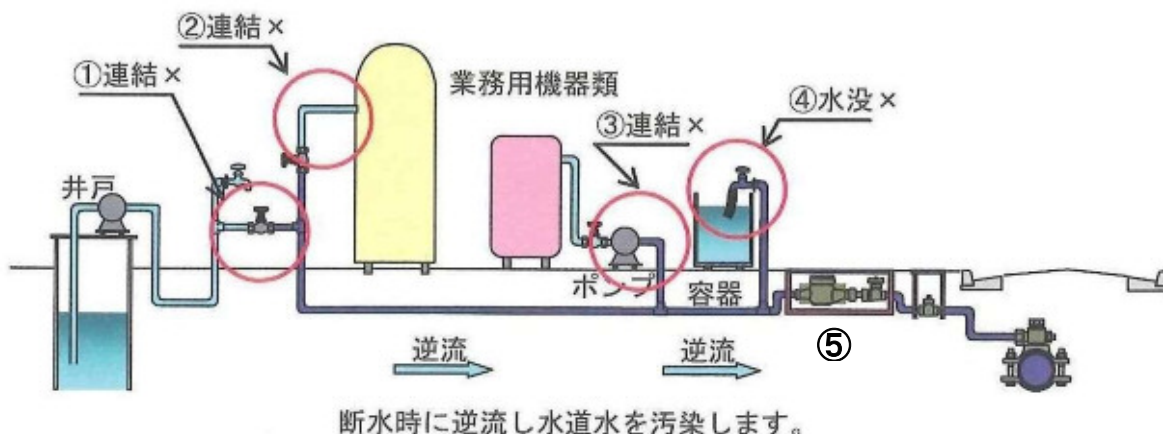
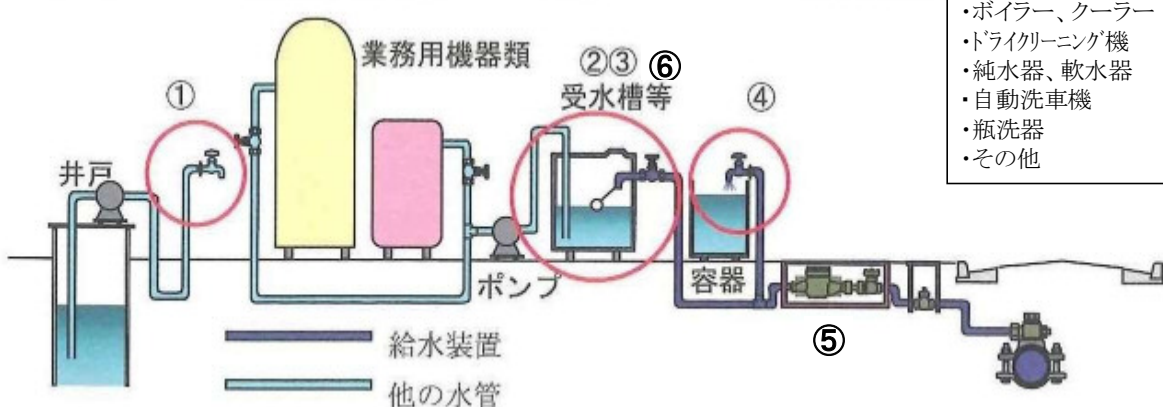


危険な給水配管及び設備の例



正しい給水配管及び設備の例



- ※業務用機器類
- ・洗米器
 - ・ボイラー、クーラー
 - ・ドライクリーニング機
 - ・純水器、軟水器
 - ・自動洗濯機
 - ・瓶洗器
 - ・その他

- ① 井戸水と水道水との直接連結は絶対にしないでください。
- ② 逆流の危険性のある業務用機器類に水道水を使用する場合は、専用の水槽を設けて水道との連結は避けてください。
- ③ 高水圧が必要な場合でも圧力ポンプと水道との直結は絶対にしないでください。
- ④ 逆流のおそれがあるため、ホース等を容器類の中に水没させる使用法はしないでください。
- ⑤ 配管には適切な材料を使用し、凍結等による破損や落下物等による損傷を受けないよう適切な防護をしてください。特に薬液槽の近くに配管する場合は、十分な防護処置を行ってください。
- ⑥ 受水槽等の容器類を使用する場合は、吐水口と満水面及び容器側の側壁との間隔を右表の寸法以上、離してください。ただし、水面が特に波立ちやすい水槽並びに業務用機器類専用水槽で、洗剤又は薬品等を入れる水槽及び容器に給水する給水装置については、200mm以上、離してください。

| 口径 | 吐水口と満水面 容器と側壁との間隔 |
|-----------------------|----------------------|
| 13mm以下 | 25mm以上 |
| 13mmを超え20mm以下 | 40mm以上 |
| 20mmを超え25mm以下 | 50mm以上 |
| 口径25mm超は水道局に確認してください。 | |

事故例1: 直結できない機器類との誤接合(クロスコネクション)

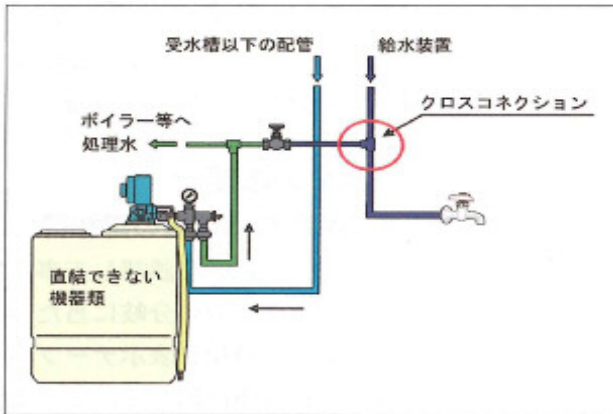


図-1 改善改良前

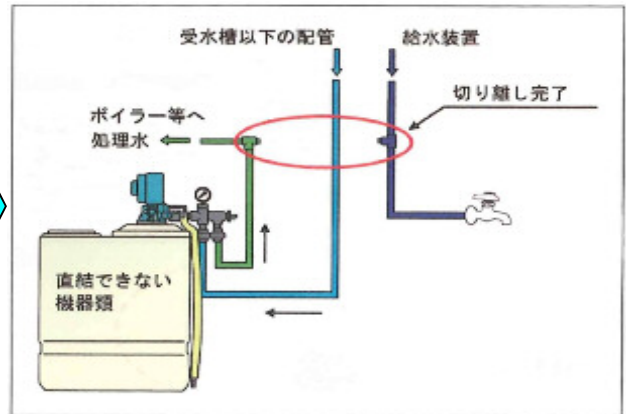


図-2 改善改良後

事故例2: 井水配管との誤接合(クロスコネクション)

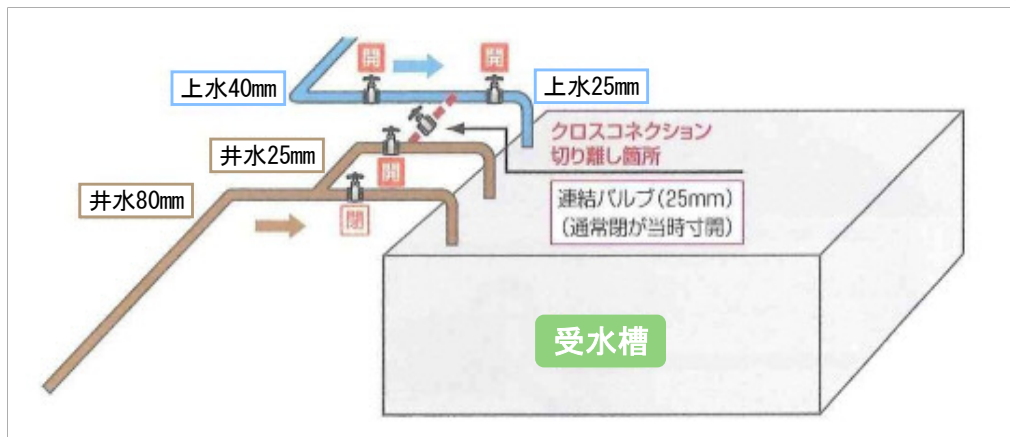


図-3 改善改良前

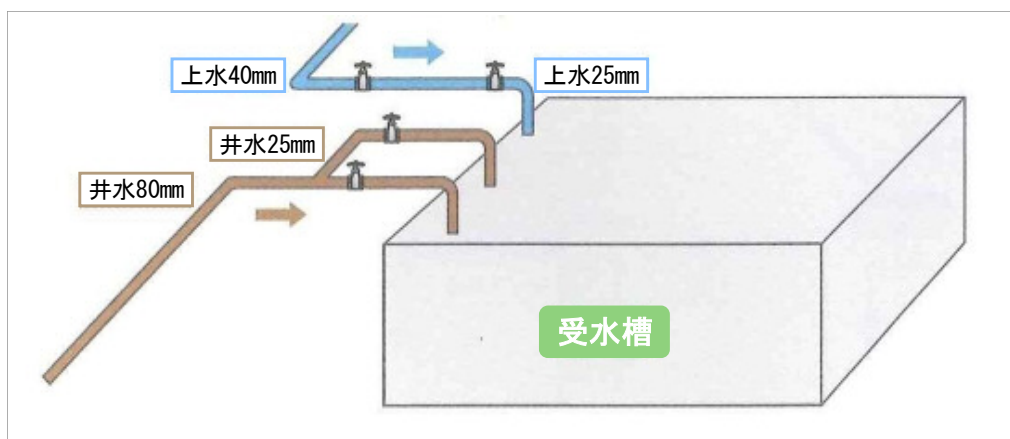


図-4 改善改良後

注) 図-3及び図-4に示す受水槽への配管は例であり、実際に水道水と井戸水を併用する場合は、受水槽を別々に設けること。なお、やむを得ず井戸水の受水槽(飲用水としての水質及び外部からの汚染のおそれがない等の衛生が確保される場合)に水道水を給水する場合には、下記のいずれかの方法による。

- (1) 落とし込みとすること。(水栓等による開閉操作。)
- (2) 副受水槽を設けること。